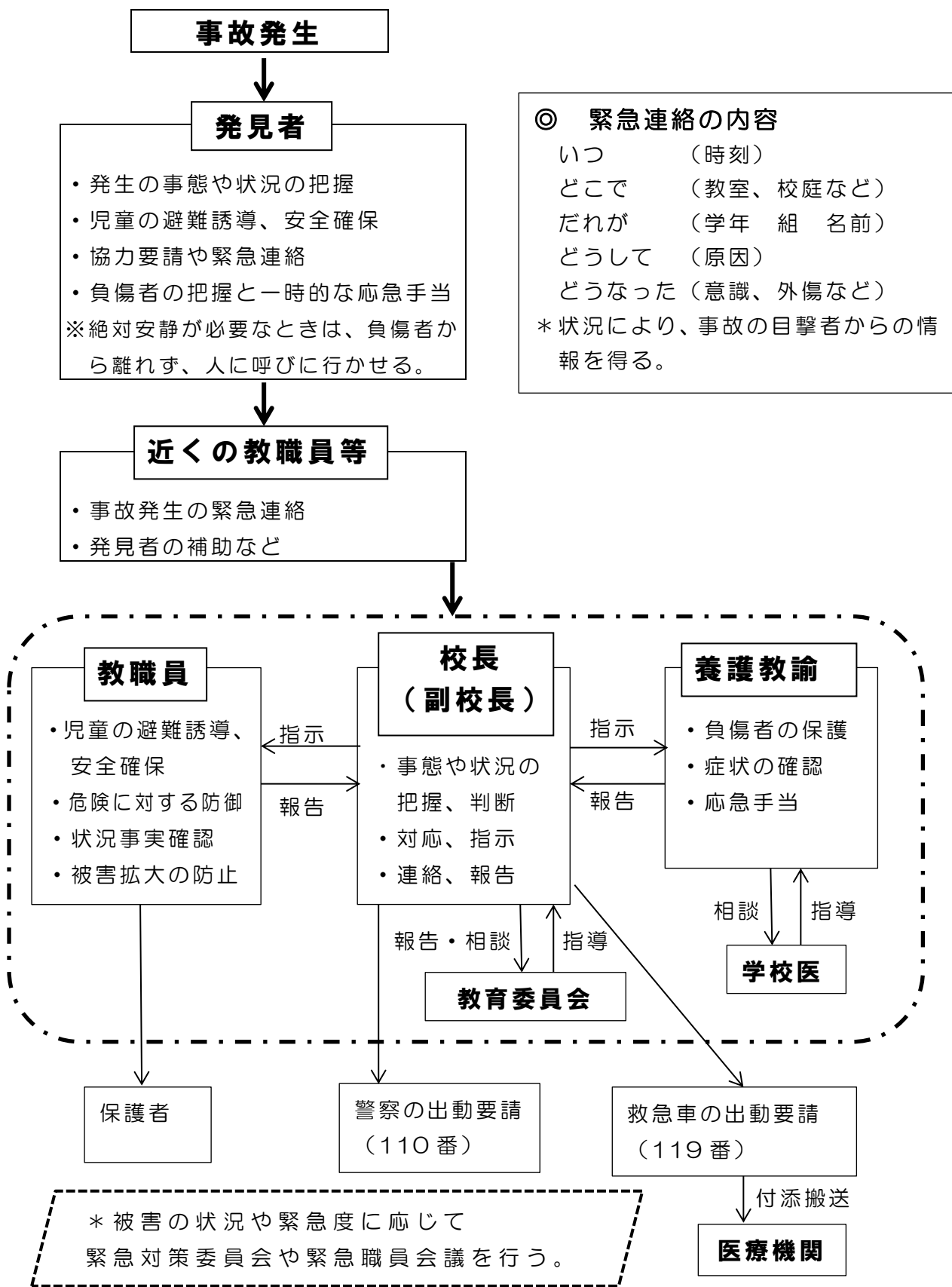


1. 事故現場での対応体制



けがの程度にかかわらず、その日のうちに保護者に連絡する。

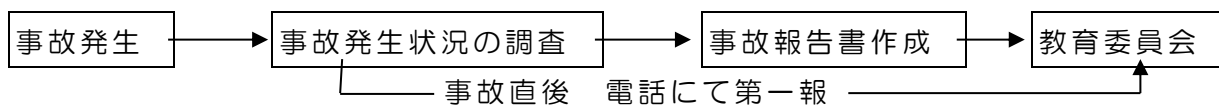
2. 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態や状況の把握、判断 ・ 副校長、教職員、養護教諭等への指示 ・ 防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長 (主幹教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急車の出動要請 ・ 警察の出動要請 ・ 保護者への連絡（担任と連携して） ・ 教育委員会への報告 ・ 報道機関との対応 ・ 記録
避難誘導	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への誘導 ・ 避難場所での安全確保
防 御	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力の抑止と被害の防止
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の保護 ・ 症状の確認 ・ 応急手当 ・ 健康状態の把握 ・ 心のケア

3. 事故発生後の報告と事後処理

(1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・ 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。
- ・ 記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- ・ 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般生徒への指導

- ・ 一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・ 事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・ 安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

- 無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- 重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝えるようにする。

緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合

◎「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

- ①学校名： 江戸川区立葛西小学校
- ②住所等： 中葛西2-4-34 Tel3680-9366
- ③事故の状況や状態：「けが人(病人)は 小学〇年生、性別、年齢、症状、意識、呼吸、けがの起きた状況など」
- ④学校の入り口の説明：葛西中学校の信号を環状7号線に向かって走り、50m位先を左側が正門入口。
- ⑤待っている場所：校庭、教室、保健室など
- ⑥電話している人の名前：（ ）

※一人は外で救急車の誘導にあたる。

◎救急車が来るまでにすること

- ①必要な手当てをする
 - ・気道確保
 - ・人口呼吸
 - ・心臓マッサージ
 - ・AED
 - ・傷の手当
 - ・保温
 - ・窒息予防の体位をとる
- ②救急車に連絡した電話をあけておく
- ③保護者に連絡する
 - ・事故発生状況と容体
 - ・希望の病院名
 - ・保険証、医療費
 - ・持病の有無など
- ④記録をとる
- ⑤病院へ行く準備をする（同乗する準備）
 - ・緊急傷病時連絡カード
 - ・筆記用具
 - ・テレホンカード、携帯電話
 - ・金銭

※まわりの児童の指導管理をする

- ・適切な事故の報告
- ・現場接近の禁止など

◎救急車が到着したら

- ①救急隊に伝える内容
 - ・事故発生の状況
 - ・患者の容体
 - ・行った応急手当
 - ・持病があればその病名
- ②希望する病院があれば伝える

※事故の状況をよく把握している者が同乗する。